

開 会

杉崎補佐 それでは、ただいまから第12回家きん疾病小委員会を開催いたします。

初めに、開催に当たりまして、衛生管理課長からごあいさついたします。

釘田衛生管理課長 それでは、第12回家きん疾病小委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、お忙しい中この委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。食の安全・安心に対する信頼確保に向けまして、農林水産省に消費・安全局が設置されましてから間もなく2年を経過いたします。また、この家きん疾病小委員会は今回が12回ということで、一昨年の12月に第1回目の小委員会を開催させていただきましてから12回を数える委員会というのは、私どもが持っております専門家の検討の場としましては抜群の、断トツの開催回数でございます。それだけ、この間、鳥インフルエンザ問題を初めとしまして、家きんの問題は大変目まぐるしい2年間だったかというふうに思います。また、委員の皆様方にはそれだけ精力的な御審議をさせていただきまして、感謝申し上げますとともに、まだ幾つか懸案課題が残っておりますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。

本日の議題といたしましても、引き続き鳥インフルエンザ問題に関連いたしまして、海外からの疾病侵入要素、鳥インフルエンザの侵入を防ぐために、家伝法に基づく対象家畜の種類の追加といったようなことを主な議題として御審議いただきたいと思います。また、あわせて、先月の末にパリのOIEで行われましたOIE総会、その中でも鳥インフルエンザの新しい規約が制定されております。その辺の審議の内容についても御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、よろしく御審議をお願いいたします。ありがとうございました。

杉崎補佐 それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事進行を喜田委員長をお願いいたします。

喜田委員長 本日の委員会では、1番が家畜伝染病予防法施行令の改正について、2番、家畜伝染病予防法施行規則の改正について、3番、その他として豚インフルエンザについてということと、OIEコード(コンパートメントの概要)に関することについて議論していただくこととしております。

委員の出欠状況の報告と配付資料の確認を事務局からお願いします。

杉崎補佐 本日は、8名の委員のうち、岡部委員を除く7名の委員に御出席いただいております。岡部委員につきましては、所用により欠席されるという御連絡をいただいております。

また、本日の議事内容として、家畜伝染病予防法の対象家畜に「だちょう」を追加するといったことを審議するに当たりまして、だちょうに関する飼養衛生管理や伝染性疾病等の研究を行っている北里大学の竹原助教授を助言者としてお招きしております。竹原先生の方からも専門的な分野から御助言いただきたいと思います。

配付資料については、お手元にお配りしてあるとおりでございます。資料は3つになっているかと思えますけれども、1つ束になったもの、本日の議事次第と委員名簿、あるいは資料1から4まで1冊になっております。あと、別添の参考資料として参考条文、諮問の手續が配付してあると思えます。御確認いただければと思えます。

以上です。

喜田委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から配付資料確認がございましたが、本日の小委員会は15時30分を終了のめどとしております。30分までやらなきゃいけないということではありませんので、よろしく願いいたします。

議 事

- (1) 家畜伝染病予防法施行令の改正について
- (2) 家畜伝染病予防法施行規則の改正について

喜田委員長 それでは、これより議事に入ります。

まず、家畜伝染病予防法施行令及び施行規則の一部改正についてでございます。事務局から説明をお願いします。

鈴木専門官 衛生管理課国内防疫班の鈴木です。よろしくお願いします。

今回、家畜伝染病予防法施行令及び施行規則の一部改正についてという議題で出させていただいているんですが、具体的には国内防疫に関する部分と輸出入検疫に関する部分に分かれますので、資料2に沿って、国内防疫、輸出入検疫部分を別々に御説明したいと思います。

まず、私の方から国内防疫の対応について説明を行います。4ページの資料2をご覧ください

ださい。今回、高病原性鳥インフルエンザ対策の強化のため、対象家畜を追加するという
ことで改正を予定しております。

1番、「背景」としましては、今現在、我が国における高病原性鳥インフルエンザの対策
としては、家畜伝染病予防法に基づきまして、鶏、あひる等を対象とした発生予防及びま
ん延防止を実施しています。ただ、国内で飼養が増加し、新たに産業として定着しつつあ
る鳥の中には対象としてないものもありますので、今回、鳥類の範囲を見直すというこ
とで検討を行いました。

また一方、昨年、国内で高病原性鳥インフルエンザが発生しまして、暫定的な措置とし
て、すべての鳥類及びその肉等について輸入検査を動物検疫所で実施しまして、高病原性
鳥インフルエンザが発生している国からの輸入を暫定的な措置ということで停止していま
す。あくまでも今行っているのは暫定的な措置なので、家畜伝染病予防法上の輸出入検疫
の対象動物としている指定検疫物を整理して、今回改正をするということが必要かとい
うふうを考えております。

2の「国内防疫対応」の方に移らせていただきます。今回改正をするに当たりまして対
象方針なんですが、現在、国内防疫の対応としては、鳥類では鶏、あひる、うずら及び七
面鳥を対象家畜として防疫対応を行っています。ただ、近年、我が国において、だちょう
に関して飼養が急激に増加しておりまして、既に家畜伝染病予防法施行令で対象としてい
る七面鳥の生産規模を上回っているという状況がわかった次第です。だちょうは、1匹当
たりの大きさが成鳥としては100キログラムぐらいと大型の鳥類になりますので、飼育は
野外飼養が主体となります。どうしても野鳥などからの伝染病の感染の機会が高いとい
うことが言われておりますし、あと、だちょうは観光産業的な側面もありまして、人へのま
ん延防止が必要かというふうにも考えられます。

ということで、今回、家畜伝染病予防法の対象家畜に、現在規定している鶏、あひる、
うずら、七面鳥に加えて、だちょうを追加しようというふうを考えております。

参考資料の7ページの参考2 2をごらんになっていただければ、今現在、鶏、うずら、
あひる、七面鳥の飼養羽数は大体横ばいで推移が来ているんですが、だちょうに関しては、
平成8年から平成15年にかけて急激に飼養羽数が増加しております。

4ページの資料2の方に戻っていただけますでしょうか。具体的な改正内容としてどう
いったことを改正するのかということで、(2)(ア)で、政令で定める家畜の改正につ
いてということで、だちょうを加えるということに伴いまして、家畜伝染病予防法の体系と

しましては、対象疾病について対象家畜を定めるという指定をしております。したがって、家畜伝染病（家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病及び家きんサルモネラ感染症）の対象家畜に「だちょう」を追加するということになります。

具体的には、別冊子になっております参考2 8、2ページになるんですが、こちらは家畜伝染病予防法の中に家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症。こちらの方には鶏、あひる、うずら、基幹家畜であるこの3種類の対象家畜を法律で定めておまして、別添資料の7ページをめくっていただきますと、こちらの方は家畜伝染病予防法施行令「政令で定めるその他の家畜」ということで、左の方に家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症という中に、下段の方に七面鳥と書かれておりますので、七面鳥に加え「だちょう」を追加するということにしたいと思っております。

本体の資料の方に戻っていただけますでしょうか。具体的な改正内容（ア）に続きまして（イ）になるんですが、家畜の評価額の最高限度額についてということ、だちょうを家畜伝染病予防法の対象家畜に加えるということになります。昨年、日本で高病原性鳥インフルエンザが発生しまして、感染鶏の殺処分命令による鶏等の処分や発生農家周辺の鶏等については、移動制限をしたということがあります。家畜伝染病予防法の中では、患畜となって処分したものについては国から一定の手当金を支払うというシステムになっておまして、だちょうについても家畜伝染病予防法の対象家畜に追加するということに伴いまして、評価額の最高限度額を規定するということをしてしたいと思います。評価額の実際の金額については、検討している最中です。

続きまして（ウ）、特定家畜等に「だちょう」を規定することについて。これについては、具体的にどういったことを規定するのかということをお知らせすると、昨年、高病原性鳥インフルエンザが発生しました中で、移動制限に伴いまして経営に深刻な影響を受けたような周辺農家に対して、その売り上げの減少額とか飼料費、保管費などを助成するという措置を講じておりました。今回、だちょうを家畜伝染病予防法の対象家畜に加えるということで、この助成の対象に加える必要があると考えているのですが、だちょうに関しては、出荷適齢年月が約1年から2年、肉として出荷するには1年から2年かかるというふうに言われておりますので、生きている「だちょう」については特に助成の対象とする必要がないと判断しまして、今回助成の対象には、だちょうの卵のみを追加しようと考えております。

続きまして、5 ページ目のイの規則の一部改正（対象家畜の追加に伴うもの）に移りたいと思います。だちょうを家畜伝染病予防法の対象家畜に加えるということに伴いまして、これは家畜伝染病予防法の施行規則の方で定めております届出伝染病の対象家畜へ「だちょう」を追加するというをしたいと思います。

具体的には、本体の資料の8 ページ目、参考2 3をごらんいただけますでしょうか。こちらの方に、家きん類に関しての家畜伝染病と届出伝染病を抜き出しまして、今現在規定されている対象家きんを表記しております。上段の方の家畜伝染病については、先ほど申し上げたように家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症については、だちょうを対象疾病として規定しようということを予定しています。

家畜伝染病予防法の施行規則、こちらの届出伝染病というものは特に殺処分の措置などをとるものではなくて、国内で発生があった場合に届出をしてもらうという病気なんです。こちらの方としては、サルモネラ症、鳥インフルエンザ、鶏痘、伝染性ファブリキウス嚢病、鶏結核病、ロイコチトゾーン病、これらの病気について、だちょうの対象疾病ということで加えたいというふうに考えております。この選んだ基準としましては、今現在だちょうに関して報告があるもの、あとは分離事例があるものを選んで対象としようというところです。

そうしましたら、もう1度5 ページ目の資料に戻っていただけますでしょうか。最後に、イの（イ）鳥インフルエンザの呼称についてということで、今現在、届出伝染病の中で鳥インフルエンザというような表記をしているんですけども、鳥インフルエンザというものは高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザを含めた呼び名であるということも一部ありますので、今回のこの改正に伴いまして、鳥インフルエンザを低病原性鳥インフルエンザということで名称を変更したいと考えております。

資料に沿った説明は以上ですが、あと、今回、家畜伝染病予防法施行令を改正することに伴いまして、家きん類についての防疫指針、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針というものを昨年11月に公表させていただきまして、今それに沿った防疫対応を行っているところなんですけれども、その防疫指針の中に、今現在、対象家きんとしては、鶏、あひる、うずら、七面鳥ということで対象家畜が規定されているんですが、それに「だちょう」を加えるということで、防疫指針の一部改正をするということも予定しております。

国内防疫に関する説明は以上です。

喜田委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました国内防疫対応の件につきまして、御意見、御質問ございましたらお願いします。

藤田委員 ちょっと教えていただきたいんですが、だちょうを加えられるというのは適切な御判断じゃないかと思うんですが、ちょっと勘違いしているかもしれないんですが、区分で、今のお話ですと、8ページの高病原性鳥インフルエンザと届出の方になる鳥インフルエンザ、名前は、今度は論議されて低病原性になるのかもしれませんが、この2つに分けて、法定伝染病と、両方法令になりますけれども、届出伝染病のうち、その下の方だけに「だちょう」が入るということでよろしいですか。

鈴木専門官 いえ、上の高病原性鳥インフルエンザの方にも「だちょう」が入ると。

藤田委員 わかりました。

4ページに説明が、2(1)にありますように、真ん中あたり、「一方」と書いてあるところですが、七面鳥の規模を上回っているということで、さっきの表を見せていただいてわかるんですが、施行令を規定する際の生産の規模というのは、何か基準的なものをお考えになっているかどうか。

鈴木専門官 特に何羽以上であれば家畜伝染病予防法の対象に加えるのかというのは、明確な数的な基準はないんですけれども、一般的に全国的な飼養が認められるであるとか、畜産業として飼養されているというような実態があれば家畜伝染病予防法の対象に加えるということで、過去、追加されてきているところです。

藤田委員 わかりました。

深澤委員 2月1日現在の統計数字ですか、飼養頭羽数というのは。

鈴木専門官 参考2 2の方ですか。

深澤委員 2 1です。

鈴木専門官 ほろほろ鳥、きじ等は2月1日時点の現在で調べた羽数です。

深澤委員 七面鳥は12月でほとんどいなくなるから、実感としては何か違うような気がします。ですから、七面鳥はもう既に入っていますから、もっとたくさんいる分は構わないんですけどね。

喜田委員長 クリスマスでいなくなるという話ですか。

深澤委員 はい。

喜田委員長 アメリカはサンクスギビングデーでいなくなります。

深澤委員 2月1日だったら、ほとんど最低羽数の親鳥でしょう。

喜田委員長 だから、ふだん飼養している数を考えた方がいいですよ。だちょうについても、七面鳥よりはるかに多くなっているんだから、七面鳥がのっているんなら「だちょう」ものせようというのは自然でいいと思います。

他にありませんか。

寺門委員 4ページの(2)の具体的な改正内容の中の(ウ)で、先ほどちょっと何か説明がよくわからなかったんだけど、卵だけにしたという理由がちょっとわからなかった。

鈴木専門官 今現在、移動制限をかけて被害があった場合、生きている鶏、あひる、うずら、七面鳥と、あと、それらが産んだ卵に対して助成をしているんですけども、だちょうについては、移動制限を21日間かけ、出荷できなくなっても、被害はないであろうと。要するに、生きている期間が鶏に比べ長いので、出荷適期も長くなる。生きているブロイラーの場合は、21日間移動制限をかけると出荷適期を過ぎてしまうことになります。

寺門委員 わかった。要するに寿命が長いわけだし出荷のことは考えなくても良いと。

鈴木専門官 長いので、被害はないであろうというところから助成の対象にはしないということです。

寺門委員 わかりました。

及川委員 今回の、対象とするしないの議論の中で、例えば「フランスガモ」みたいなやつ、ああいうやつの実態調査みたいなのをされているのであれば、その結果を教えてください。

鈴木専門官 「フランスガモ」については、今、実際調査をしまして、東北の方で一部、青森、岩手のあたりで飼養されておまして、12~13万羽程度されております。ただ、一部に限局されているということもありますし、過去の統計データがないものですから、増加しているかどうかというのはちょっとわかりかねるものですから、今回は「だちょう」のみということで追加をすることにしています。

喜田委員長 「フランスガモ」というのは「かも」ですか。

鈴木専門官 かも科の中に含まれるんですけども、あひるとは別のものです。

竹原助教授 かも目かも科で、バリケン属という属があるんですけど、1属で1種です。

喜田委員長 よろしいですか。

低病原性にしたのは、鳥インフルエンザだったら全部含まれるというのは当然常識的に

は考えられるんですが、確認しておきたいんですけど、高病原性と低病原性というふうに分けた場合に、普通、一般的に用語としては、高病原性が低病原性というのは、試験があって、鶏をどれだけ倒すとかいう試験の結果から決まるわけですね。だけど我が国では、H5とH7のヘマグルチニンを持っていれば、それは高病原性鳥インフルエンザウイルスと同じ扱いを、準ずる扱いをしようということで指針には盛り込まれたと思うんですね。ということは、H5、H7、HAを持っているやつと、それ以外のものということに具体的に考えるということに定義しておいた方が判断しやすいかと思うんですけど。ただ、この中に入れるかどうかは別ですけど、どうですかね。それは理詰めでそのように説明はつくわけですよ。伝染病予防法ではそうではないのか。

藤田委員 国際的には、今回のOIEの総会で決まったと思うんですが、今おっしゃっていた病原体をひよこに打つやつですね、それとH5、H7のうち、規定してイントラビナスで1.2以上とか、指針で決めていますから、多分それに従われるんだとすれば、国際的に従ったことになるでしょう。

喜田委員長 いえ、国際的には高病原性、低病原性というのは、H5、H7について主に言っているわけでしょう。

藤田委員 そうです。

喜田委員長 私たち日本では、H5、H7はもう高病原性に含めているわけですから、低病原性というのは、H5、H7と他の亜型で病原性が強いもの以外のものだということ認識として持っていないと、国際的には、H5、H7を持っていても低病原性だったら輸入せよなんていうことを言うわけですよ。だけど、私たちは2年前から、H5、H7も大変危険極まりないから、高病原性に準ずる扱いをするぜと言って輸入禁止措置をしているわけですね。それを堅持するには、高病原性、低病原性というのは国際的な取り決めではそうだけど、少しずれていて、国内ではこういう解釈ですということを確認しておいた方がいいと思います。

鈴木専門官 わかりました。

藤田委員 それはどっかにのるんですかね。

杉崎補佐 のせるとすれば通知文書ですね、指導通知の中でそういう定義づけ、「この場合、低病原性とは」ということを局長通知なりで示す。

藤田委員 指針には書いてありますか。

杉崎補佐 指針には、もちろんもう既に書いてあります。

喜田委員長 指針に書いてあって、各国もそれに倣うと思ったら、方々でいろんなのが起こっちゃって、各国腰が引けちゃって、日本だけが先に行っちゃったんだ。だけど、正しいことだと思うんです。

杉崎補佐 既に日本の指針では、どうあれ、H5、H7は日本では高病原性であるという事は既にうたっているんで、それは揺るぎないものだ。

喜田委員長 だから、それに基づけば自ずからわかるということでもいいとは思いますが、今ちょっとこの委員会で確認をしておきたかった。

寺門委員 ということは、今言っていることは、低病原性インフルエンザ届出の中に注釈として、H5、H7は除くという言葉を入れるということか、どういうことか。

喜田委員長 むしろ高病原性鳥インフルエンザはH5、H7は全部。

寺門委員 わかっている。だけど、こっちはどうするの。

喜田委員長 こっちはそれ以外ですよ。「除く」というと、ちょっと強過ぎて。

寺門委員会 逆に、H5、H7以外のものだって、OIEの基準の感染実験でやったときには、あり得るわけでしょう。だから、それ以外のものはみんな低病原性というような形にとられちゃうと、今度またおかしくなる。

喜田委員長 それも心配なんですけど、結局そのテストでそのようになるのではないという前提で、結局H9N2で70%も死亡率があるなんて大変だ大変だと言っているんですけど、あれはどうもバクテリアの混合感染によるようなので、正式な試験をすると高病原性には決して入らないと。

藤田委員 H5、H7はきつく決めるとすれば、そこは省かれるから問題ないですけど、その他のやつで高病原性のやつが出たときはどうするんだという。

寺門委員 僕は、低病原性という中にH5、H7は除くとやっておけば、それはみんな向こうへ行くんだよというふうな方がわかるんじゃないかなという気がしたんだ、もしそういうことならばね。

坂補佐 衛生管理課で法令を担当しております坂と申します。ちょっと法令上の観点から、高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザの家伝法上の扱いについて御説明させていただきます。

法令の方の参照条文は、1ページ、2ページにまたがる第2条の表の23番、2ページ目に行ったところですけども、ここで高病原性鳥インフルエンザを家畜伝染病に指定したときに、何ら定義を設けずに、裸で高病原性鳥インフルエンザというふうに規定しており

ます。これは学術上の観点から、我が国において高病原性鳥インフルエンザと認められるものはすべてこの対象となって、家伝法上の家畜伝染病として取り扱われるという意味でございまして、当然H5、H7のサブタイプを持っているものについては、すべてこの23号の高病原性鳥インフルエンザに含まれると、そういう趣旨でございます。

今回、省令の方は、この23号の規定が設けられる前から省令の方に鳥インフルエンザという規定が入っておりまして、法律に高病原性のものを入れたときに、従来の省令の規定を低病原性とあえて定義しなかったということに起因して、今、鳥インフルエンザで高病原性のものはどちらにも読み得るという不都合な状態が生じておりますので、この機会に低病原性であることを明示するということにしております。高病原性が法律、低病原性が省令で規定されるということになりますと、どちらに区別するかということについては、H5、H7のサブタイプを高病原性と取り扱うというのが我が国における学術的な見解であるということであれば、法令上にあえて定義をしなくても、その区別はおのずから明らかになるということでございますので、現在、もう既に鳥インフルエンザの特定防疫指針にもそのように明記してございますので、そういった見解が日本の国内で既に定着しておれば、省令にH5、H7サブタイプをどうするかというような取り扱いを含めて、注釈をつける必要は法令上ございませんので、そこは大丈夫です。

喜田委員長 そうですね。ただ、寺門先生の御質問の中には、H5やH7じゃなくても非常に強い病原性のものがもしあるとしたら、その場合は上の方に入るから、だから具体的なことは指針で述べているので了解されるだろうと。

坂補佐 省令上は、わざわざその注釈の規定は要らないということになります。

喜田委員長 よろしいですか。

それでは、今度は輸出入検疫対応に関する件について、事務局から説明をお願いします。

辻山補佐 国際検疫班の辻山でございます。輸出入検疫について御説明をさせていただきます。

資料2の後半部分、5ページ目になりますが、3の「輸出入検疫対応」のところに沿って御説明させていただきます。指定検疫物というのは、また別途、家伝法施行規則の45条というのがございまして、そこで、鳥類は鶏、あひる、うずら、七面鳥及びがちょうと、5種類の鳥のみ指定検疫物として動物検疫の対象として指定されております。ただ、それだけでは、その他の鳥類は今どうなっているかと申しますと、以前やっぱりこの委員会でお諮りして、そういった鳥についてもHPAIを持ち込む可能性が高いんじゃないかとい

うことで、また法律の別の条項で、やはり伝染性疾病を広げるおそれがあるものについては、指定検疫物ではなくても暫定的な措置として輸入をとめることができます。今、それに基づいて、発生国からの生体及びその肉類については輸入停止になっておりますし、あと、清浄国からの生体については、出生以降 90 日以上清浄国において飼養されていたものの証明を求めるとともに、輸入検査を実施しております。この 5 つの種類以外の鳥以外について行っています。

ただ、現行の措置により、確かに現行上輸入はとまってはいるんですけども、あくまでも暫定的という位置づけでございまして、やはりここはきちとした方がいいということで、H P A I の伝播リスクの高い鳥類については、別途 5 つの鳥類に加えて、指定検疫物として追加をするということを考えております。それで、恒久的に輸入検査を実施する権利を確保しようではないかというふうに考えております。

そのうち水棲鳥類というのは、この辺は後から御意見いただこうかと思うんですが、国際獣疫事務局においても H P A I の主な感染源であるとされておりまして、このうち生体及びその肉が我が国で輸入実績がある「かも目」の鳥類を指定検疫物として追加をします。さらに、先ほど国内の方で説明しましたが、政令の対象家畜とされる「だちょう」についても、同じく指定検疫物として、現行の家きんの輸入検疫に準じた検疫を実施したいと思っております。

具体的な改正内容でございまして、規則 45 条でございまして、この別添資料の 12 ページの一番右側の口というところがございます、「鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう」、これが動物検疫の対象になっているものとして指定されているものでございますが、ここに「だちょう及びかも目の鳥類」を追加いたします。

あと、2 番目、イ、輸入に関する届出として、これは動物検疫で係留をするということで、やはり係留施設の有効な利用をするために、何日か前に事前に届出を出してもらっております。それについても、こういった「だちょう」及び「かも目」の鳥類についても、その義務を課すということにしたいと思っております。

それから、ウの検査のための係留期間でございまして、規則 50 条関係でございまして、今現行では、別添資料の 13 ページになりますが、その一番右側の「鶏、あひる、七面鳥、うずら、がちょう」という欄がございます。係留期間が 10 日間となっております。初生ひな、生まれてから 72 時間以内のひなの場合は 14 日間、輸出の場合は 2 日間となっておりますが、これに倣いまして、係留期間を 10 日間、初生ひなの場合も 14 日間、輸出の場

合は2日間と規定したいというふうに考えております。

メインの資料の方の9ページ、参考2 4でございますが、こちらの方に、今対象になっている家きんとして、先ほど申し上げた鶏、あひる、七面鳥、うずら、がちょう、これが輸入検疫の対象になっておりますが、今それ以外については申し上げた暫定的な措置でとめております。

改正案、ページの下の方になりますが、輸入検疫についてはそれ以外、だちょうプラスかも目、先ほど話が出ましたバリケン、こういったものも入っております「かも目」について、輸入検疫の対象にするということになっております。この参考2 4の表の一番右側、「輸入届出制度」というふうに書いてございますが、これは我が方の制度ではございませんで、厚生労働省が9月1日から、今度鳥類も対象にして始める届出制度というのがございます。私どもが対象にしていない鳥類については、この感染症法に基づいて輸入に関する制限が今度かかることとなります。

いずれにせよ、厚生労働省と農林水産省両方、法の目的は違いますし、それぞれの根拠になる法律も違うんですが、結果として、HPAIの発生国からの鳥類の輸入は引き続きコントロールされていくというふうになっております。ただ、ちょっと11ページをごらんいただきたいんですが、生体に対する輸入時の措置ということで参考2 6がございまして、現行はHPAI発生国からは輸入停止ということで、これは家伝法上、我が方の法律に基づいて輸入を停止しております。

改正後、9月1日からはその他鳥類ですね、HPAI発生国の一番下のところにあります。感染症法に基づいて輸入届出がされます。そうしますと、結果として、そういった発生国から輸入が禁止されると。私どもは今までの5つの種類の鳥類に加えて、「だちょう」と「かも」も加えて、家伝法上の輸入停止を行うと。実効上はほとんど変わりません。

ただ、参考2 7、12ページの方になりますが、これは肉類でございます。肉とか卵とかそういった鳥類の、生きたものではなくてそれからできる製品とかお肉そのものとか、そういったものになりますが、そういったものについては、現行では家伝法上すべて輸入をとめております。その他の鳥類の肉等は、個人消費用は特別にお認めしていますが、改正後については、かも肉とか「だちょう」の肉については、家伝法上に基づいて輸入停止になるんですが、その他の鳥類、個人消費用もすべて含めまして、そういったものについては規制がなくなるということになります。ただ、量的にもなかなか把握できないんですが、多分、家きんの肉とかその他の肉に比べて量的にそれほど大きなものではないので、

リスクとしては無視できるのではないかというふうに考えておりました、今回、私どももここについては特に対象としない考えであります。

以上でございます。

喜田委員長 ありがとうございます。

御質問、御意見がありましたらお願いします。

深澤委員 9ページの改正案の方では、国内防疫、がちょうは になるんですか。

鈴木専門官 国内の方は、鶏、あひる、七面鳥、うずら、がちょうです。

深澤委員 今度「だちょう」が入るだけで、これはがちょうは抜きですね。

鈴木専門官 はい。

深澤委員 わかりました。

大槻委員 ちょっと字句のことを御説明いただきたいんですが、11ページの改正後のところで、今説明のありましたそのほかの鳥類で、改正後は「輸入届出」の次が「受理」となっているんですが、ちょっと「受理」というのは具体的にはどういうことなんですか。

辻山補佐 感染症法に基づく制度でございます、イメージとしては、食品衛生法に基づく食品の検査、これは厚生労働省がやっておりますが、あれも「輸入届出」で、あれを受理するという形で、検査という位置づけではないんですね。彼らはそれと同じ考えをこちらの方にも適用しております、「輸入届出」制度と、それを受理する、受理しないで輸入を認める、認めないというようなやり方をしております。我が方と仕組みが若干違います。

喜田委員長 「輸入停止」と「輸入禁止」の違いもいいですか。

辻山補佐 済みません、これはちょっと言葉があれですけど、「輸入禁止」とございますが、私どもが使っている「輸入停止」というのは、私たちの家伝法上は口蹄疫とか牛疫とかアフリカ豚コレラの発生国からの肉、あれについては「輸入禁止」という言葉を使っているんですが、それ以外の場合、例えばHPAI発生国からの鶏の肉とか、ああいったものについては、それと書き分けて「停止」という言葉を使っておりますが、実効上は一緒でございます。

それから、「輸入禁止」と一番下にございますが、これは感染症法に基づくんですが、これもさっき直前に確認したんですが、「輸入禁止」という言葉は正しくはなくて、やっぱり届出の話でございますので、ただ実効上「輸入禁止」であるということで、中身は変わりません。

喜田委員長 外国と連絡してやるときには区別しているんですか。

辻山補佐 私たちは、とめるときは「サスペンション」という言葉を、「サスペント・オブ・インポート」という言葉を使っています。

喜田委員長 禁止ではないですね。

辻山補佐 ですけども、実効上ほかの国から来るレターは、インポート・バンを解除してくれとかいって来ますので、海外にとって影響はないかと。

喜田委員長 それはそうですね。経済的にはそうですね。わかりました。

藤田委員 ちょっと教えてもらいたいんですが、かも目の鳥類というのは、どっかで何か、どんなものかというものは出るんですか。

辻山補佐 かも目の鳥類はいっぱいございまして、全部と思っております。ちょっと済みません、分類学の細かいのを持ってきていないんですが、今一番その中で私たちが規制しなきゃいけないと思っていますのはバリケンで、あと、ちょっと細々したものはあるかもしれませんが、今具体的には持ち合わせていません。

藤田委員 6ページの表を見ましたら、国内の方のことだと思うんですが、「きじ」の飼養というのが、今論議されている「だちょう」とかなんかに比べると圧倒的に多いんですね。「きじ」は、余りこの中では論議は出てこないんですかね。9ページの表でも、改正のところにも「きじ」というのは何も出てこないですね。

鈴木専門官 「きじ」については、平成8年当時は15万羽程度で、平成15年は減少しておりますので9万弱ということで、一応国内でも、全国的な飼養ではなく限局的な飼養ということで、あと、目的用途が放鳥用というんでしょうか、というようなこともありまして、特に家畜伝染病予防法の対象には加えることは、今のところ考えておりません。

喜田委員長 家きんに入っていないんですね。

藤田委員 ただ、病気の方からいくとどうなんですかね、一緒なのかなと思って、検討の余地があるかどうか。

喜田委員長 中国は鶏と似ているんでしょう。だけど、それを言い出したら切りがない。

大槻委員 「きじ」ですと、僕ら高知県と共同で「きじ」のサルモネラ・アゴナ、ずっとその「きじ」を、肉にするために養殖しているところで数年間発生していたということがあって、その検査と対策をしてきたことがあるんです。なものですから、確かに家きんではなくて野鳥なわけなんですけれども、それを家きんのようにして飼育しています。今回出ている「だちょう」も同じだと思うんです。ですから、場合によったら、検疫する

というのは必要かなという部分は、多少は出てきているようには思うんですが、ただ、実際に調べてみますと、「きじ」でそういうような疾病が出たという事例はかなり少ないんですよね。ですから、いいのかなと思ってちょっとお聞きしていたんですけど。

寺門委員 御料牧場なんて、きじ、かなり飼っているよな。

喜田委員長 「たか」もいるし「かも」もいるし。

寺門委員 「きじ」がすごく多いんだよ。天皇家とか外国の要人の接待用に、かなり「きじ」というのは使われるみたいだな。

喜田委員長 だけど、これはやっぱり家きんに入っていないんだと思いますよ。まだ入れてないんですよね。だって、あひるだって、もとをただせば「まがも」ですから。だけど、あひるというふうに家きんとして確立しているから「あひる」を対象にしている、かもは対象にしていないわけですよね。そういう意味で、「きじ」はまだ家きんになり切っていない。

辻山補佐 確立されてないと。

喜田委員長 という考えでいいんじゃないでしょうか。

大槻委員 ただ、「きじ」なんかでも、例えば地域によっては、大都市に近いところでは、そういう食用になる、かなり高級な食材料になるということで、結局卵を孵化するところからかなり大々的に産業としてやっておられて、ある地域で、その孵化したひなをいろいろ分配して、それで地域おこしみたいなことでやっておられるところも、これはごく限られたところだと思うんですが、ないわけでもないんですよね。ただ、全国的なものではないと思いますので。

深澤委員 北海道でも1カ所、札幌近郊でありますよ。2,000羽以上かなんか自分で孵化して。薫製をつくっているということですね。だけど、それも1カ所で、別な形で、大きな意味の病気という問題で見れば、今ここで、この中でどうのという議論まではまだかなという気がします。

寺門委員 あと、だちょうの輸入検疫、大体どのくらい入っているの。これ、資料にないですね、輸入に関してのやつは。

辻山補佐 生体はほとんどないんです。だちょう目で初生から2週齢ぐらいで、2004年のデータで1,687羽です。

深澤委員 卵でとって、こちらで孵化？

動物検疫所（小坪） ひなになった状態で来ています。

深澤委員 卵で持ってきて、こちらで孵卵するんじゃないかと？

動物検疫所（小坪） 全く例がないとは言えないと思うんですけども、もう大部分がひなで輸入されています。

深澤委員 私が知っているのは卵で入れてくるのかなと思っていたのですが、そうでしたか。

辻山補佐 孵化が難しく、孵化率が4割とか5割なので、リスクが高いので初生ひなで持ってくるんだそうです。

深澤委員 今は、かなりよくなったみたいです。

喜田委員長 12ページのその他の鳥類の肉等をそのまま認めることにしたというふうにおっしゃいましたが、これはこれでよろしいですか。

藤田委員 ちょうど聞こうかと思っていたんですけど、12ページについて。前は、個人用の消費を除けば禁止というか停止だったのが、今度はいきなり輸入にというような、量が少ないからという御説明だったようですけども、ちょっとこれ、どこが違うのか。

辻山補佐 前は、すべての鳥類及び生体とその肉類を全部停止していましたが、今回、指定検疫物にこういった7つの鳥とその肉類ということはとめますけれども、それ以外については、生体については感染症法がやると。感染症法の対象も肉までは、死体自体はやらないということで、そこだけ家伝法がはみ出してやってやることもないのではないのかなと。もしもそれでリスクがあるとか、そういうことが想定された場合は、また40条第3項で暫定的な発動をするなり、また省令を変えるなりというふうに、ちょっと今回は見送りたいなというふうに考えています。

喜田委員長 リスクというのは、日本の家きんに病気が広がるおそれというのがリスクですね、農水としては。

辻山補佐 はい、そうです。極めて低いのではないかと。

喜田委員長 そういう観点だと思うんですけど。

藤田委員 いざというときは40条3項でやれという、措置はあるということですね。

辻山補佐 とは思っていますけど、そこまでやるのかなという。

杉崎補佐 40条第2項。

辻山補佐 ごめんなさい、40条第2項。

喜田委員長 40条の2項で、役所の方々いいですか。

辻山補佐 おそれがあるものについては、指定検疫物でなくてもとめることができるという。

杉崎補佐 「指定検疫物以外の物が監視伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあるときは……検査を行うことができる。」という。今まで、いうなれば40条2項で足りていた。ウルトラCですね、家伝法の中の。何でもできるという条文がある。

喜田委員長 ということでもいいですね。

藤田委員 ええ。

喜田委員長 もう1つ、かもの気持ちになると、5ページのこの表現が気になります。

辻山補佐 ちょっとここが不適切。

喜田委員長 対応方針のところの の、どうでもいいといえはいいんですけども、「O I EにおいてもH P A Iの主な感染源であるとされており、」というものの参考資料が10ページについておりますが、これはA型インフルエンザの起源が「かも」の中にあるということで、高病原性鳥インフルエンザウイルスはその後起こっている出来事ですから、直接H P A Iの主な感染源であるとだれもしていないと思いますので、表現の問題ですね。だけど、これは別にどこに残るわけではなくて、この委員会の話ですね。

辻山補佐 はい。

喜田委員長 ほかにありませんでしょうか。よろしいですか。

藤田委員 余り論議の対象にならんのかもしれませんが、ちょっと今後の検討として、予防注射、ワクチンを打った「だちょう」みたいなものが入ってきたら、どういう検疫をするかということ。

辻山補佐 ワクチンって鳥インフルエンザのワクチン？

藤田委員 鳥インフルエンザですね。

辻山補佐 今も、家きんについてもワクチンを打ってくるなというふうに家畜衛生条件で縛っているんですね。同じ並びで考えています。

喜田委員長 基本的には、ワクチンを接種している国は清浄国じゃないんじゃないのという背景があるわけですよ。

辻山補佐 そうですね。

藤田委員 ジレンマに陥っているんですけどね。

喜田委員長 O I Eとしてはですね。

藤田委員 打とうが打つまいが関係ないを書いてあるんですよ。

喜田委員長 それは現実にはそうですが。

藤田委員 それは各国それぞれの国で決めることですので、それは別に構わないと思い

ます。

喜田委員長 よろしいですか。

ありがとうございました。

おまとめくださいますか。

鈴木専門官 それでは、国内については、家畜伝染病予防法施行令第1条に、対象疾病（家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、ニューカスル病及び家きんサレルモネラ感染症）の対象家畜として「だちょう」を追加する。それから、同施行令第5条にて、だちょうの評価額の最高限度額を規定する。同施行令第6条において、だちょうの卵を助成対象の対象として追加をする。あと、国内防疫対応に関しまして、家畜伝染病予防法施行規則第2条において、届出伝染病の対象家畜として、届出伝染病（サルモネラ症、あと、この鳥インフルエンザを低病原性鳥インフルエンザに改めまして、鶏痘、伝染性ファブリキウス嚢病、鶏結核病、ロイコチトゾーン症）の対象家畜に「だちょう」を規定するということにします。あと、特定家畜伝染病防疫指針の対象家畜に「だちょう」を加えるということの一部改正を行います。

辻山補佐 輸出入検疫の方は、規則第45条を改正いたしまして、指定検疫物に現行の5つの鳥類に加えて、「だちょう」及び「かも目」の鳥類も追加をする。あと、同じように届出の方も、規則47条の第2の方も、やはり「だちょう」と「かも目」の鳥類を追加する。そして、検査のための係留期間としては、現在の家きんと並ぶように、「だちょう」と「かも目」の鳥類についても係留期間を10日、ただし初生ひなの場合は14日間、輸出の場合は2日間と規定するということをお認めいただくということによろしいでしょうか。

喜田委員長 よろしいですか。

ありがとうございます。

杉崎補佐 一応これは、きょうここで承認いただいたということで、また政令については食品安全委員会にも、所要のプロセスがございますので、これからまたいろいろとプロセスを踏ませていただくということでございます。

喜田委員長 よろしく申し上げます。

(3) その他

喜田委員長 その他で豚のインフルエンザについて、事務局から御説明ください。

事務局（菅野） 保健衛生班の菅野です。それでは、説明いたします。

豚インフルエンザについては、1週間ほどでウイルスが死滅するなど、豚それ自体には特段注意を要する疾病ではなく、家伝法上監視伝染病に指定されているわけではありませんけれども、鳥インフルエンザ対策の一環として、今回の資料の17ページの参考資料にもありますように、売買での発生事例ですとか、サーベイランスが実施されている体制があること、国内での豚でのインフルエンザの進展状況が明らかになっていないということ、それと、豚インフルエンザの調査を希望している県もあるということで、都道府県が豚インフルエンザのウイルス分離調査を希望する場合に、今年度から都道府県向けの交付金により、この事業の支援をすることにしようかと考えているところであります。

また一方、厚生労働省側におきましても同様に、都道府県がと畜場で採材する検体の豚インフルエンザのウイルス分離を希望する場合に支援する事業を創設していることから、厚生労働省と連携しながら、当方としても事業を進めてはどうかというふうに考えております。

以下、その内容について御説明いたしますので、御議論いただきたいと思っております。資料は本体の13ページ、資料3になります。ただいま御説明したとおり、食の安全・安心確保交付金という三位一体の関係があって、交付金化された事業のメニューの1つとして、動物由来感染症監視体制の整備という事業があります。この事業の中で全国統一調査対象疾病ということで、その中の1つとして豚のインフルエンザを対象にしてやりたいというふうに考えております。

具体的な調査方法については、検査対象を病性鑑定豚と限定することといたしまして、病性鑑定で搬入された豚に鼻腔スワブあるいは肺乳剤、発育鶏卵を用いた定法を用いましてウイルス分離を実施して、都道府県でA型インフルエンザウイルスであると確認された場合については、その分離されたウイルスについて、動衛研の御協力を得ながらHの型別を行って、豚でのインフルエンザの侵入状況の把握に努めたいというふうに考えております。

具体的な検査対応のフローにつきましては、15ページにフローを示しておりますけれども、農水省側といたしましては、生産現場から豚が行政鑑定で搬入されたものについて、家畜保健衛生所でウイルス分離を行って、さらにHA様式のウイルスがとれた場合、キット等を用いましてA型インフルエンザであることを確認し、さらに予備的な試験として、H1、H3についてPCRを実施して、その上で動衛研に送る。動衛研におかれましては、

そのH A亜型の同定を確認していただくということを考えております。

仮に豚で感染が確認されると、通常確認されるH 1やH 3であれば問題ないのですが、鳥に影響のあるH 5ですとかH 7といったようなものが確認された場合について、16ページにフローが書いてありますが、厚生労働省側と連携した上で、お互いに生産農場と一緒に入る形をとりまして、こちら側としては、飼養されている豚、ほかに感受性動物を飼っていたような場合については移動自粛をお願いした上で、それらの周辺の同一豚房あるいは隣接の豚房にいるような豚について、ウイルスを持っているのかどうかを確認して、その検査結果、陽性の場合については引き続き移動自粛ということをお願いしますが、陰性の場合、あるいは一定期間経過した後にウイルスが分離されないような状況になったときには、移動自粛を解除するというようなことを考えております。

あと、周辺地域につきましても、右側に書いてありますけれども、半径10キロ以内の家きんを飼っているような農場については、ウイルス侵入防止対策の徹底等、異常家きんがいるかどうか、モニタリングの強化を進めたいというふうに考えております。

以上です。

喜田委員長 ありがとうございます。

御質問、御意見ありましたらお願いします。

藤田委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、13ページの2(1)の豚のインフルエンザで、「なお、抗体検査は必要としない。」とわざわざ書いてあるのはどういう意味でございますか。生きたやつが来ないという意味ですか。

事務局(菅野) いえ、生体あるいは死体で搬入されることがあると思いますが、当面、この事業の中ではウイルス分離を中心に事業を実施してまいりたいということでございます。今年度始める事業については、抗体検査については実施しないということを考えております。

藤田委員 事業でそういう項目はないということですか。

喜田委員長 ただ、わざわざうたっていることについてはいかがですかと、抗体を調べられるなら調べた方がいいんじゃないのという御意見も出てくるので、かえってこういうことは書かない方がいいということですか。

藤田委員 わからないから聞いただけですけども、わざわざ断るだけの何か強い理由があるのかなと思って。ただ、対応フロー、15ページを見てみると、厚生労働省も入れてないんだな。これは一応そういう話にしているわけ？ウイルス分離だけにしているわけ？

厚労省（三木） 厚生労働省の結核感染症課の三木でございます。

御説明いたしますと、15 ページの左側の方の都道府県（保健所）・地方衛生研究所、これは厚生労働省の方の事業でございます、いわゆる予測調査のための事業というのを例年やってございまして、これは人の感染から、いわゆるパンデミックなインフルエンザの流行予測ということで、通常は、昨年までは日本脳炎の関係で、豚からと畜場で採血をしまして、その抗体をはかって、一緒にインフルエンザの関係もやっていたと。ただ、抗体でありますとやっぱり交差が起こるとということで、今年度からウイルス分離ということでやっていこうということで、これは農水さんと一緒にやるということになっているわけでございます。

左側の方は、私どもは公衆衛生の方ですので、と畜場というところからいわゆる豚が入ってきたときに採材をしまして、そこからウイルス分離をやっていくということでございます。

あとは、先ほど農水の方から少し説明したとおりのフローでございまして、H1とかH3以外が出れば、連携して生産農場の方に、公衆衛生部局としては人の健康の観点から入ると、豚の方は農水さんの方で入るとということで連携してやっていこうということでございます。

以上でございます。

喜田委員長 ありがとうございます。

これ、私もちょっと中途半端じゃないかと。モニタリングとしてやる、サーベイランスとしてやると、ウイルス分離も血清、抗体調査もぜひ必要なんですよ。だけど、この事業の一環として、ここで、農水でどう対応するかということの議論の範囲の問題というふうになるとそうなりますが、やっぱり基本は基本で、厚生労働省の方の予測事業にしても抗体検査は必要でしょうし、積極的なサーベイランスとしては、例えば行政鑑定にしたものとか、と畜場に行ったものというのだけではなくに、一定数を一定期間、通年検査するというのが本当ではあると思う。そうしないと、予測につながらないというおそれがあると思います。ただ、ここでの議論をどういう範囲でするかなんですけども、この事業を継続していくのに、こういうフローチャートで示したとおりやるけど、どうだということですよ。

小倉補佐 進め方は、もちろん今みたいなアドバイスもありがたいですし、もう1点は、見つかったときの対応ですね。見つかったから御相談するのでは遅いので、今のうちに、

もしこんなことが起きたらということではどうか、御助言いただければと。

寺門委員 このフローの中に動物衛生研究所と感染研とで、動衛研は遺伝子解析が入ってないんだけど、何で入れないんですか。とれた場合。

山口委員 これは「等」の中にその遺伝子解析が入っているんです。申しわけないです。必要に応じて遺伝子解析をするということになっているので、H1、H3と豚について、最近H1が主体なんですけど、豚であっておかしくない病原体のときには必ずしも遺伝子解析は必須としないんですが、鳥または豚で今まで見つからないような亜型であった場合には、遺伝子解析をするということになっております。

喜田委員長 私も先ほど申し上げたように、これは中途半端になっちゃっているんですよ。みんなが寄り集まって三位一体にやると、かえっておかしなことになっている例だと思うんですけど。H1、H3かどうかということで予測のことを考えたら、H1、H3以外のものの方が重要なわけですね。あと、HAだけを同定するというのもいかがなものかと思えますし、これはこれで、これからどこでどういうことをやるかということをお考えになって、本来の目的に沿ったことができるように改善されていくであろうと思いますが、ただ、大したことの無い理由で本筋がおろそかになるようなやり方はしていただきたくないと思います。例えばHの亜型だけ同定するということは、多分NAの決定に手間取るか、あるいはその抗体をどうするか、あるいはどこでそういう亜型を決定するかということも含めて、基本的には、各家保で分離されたウイルスの亜型をある程度RT-PCRでやっておいて、それから動衛研に送ってというのはまことに不自然なので、亜型の決定は血清亜型ですから、RT-PCRじゃない方が正しいと思いますし、便宜的なことをこういうふうにして、Hだけをやっていくというのが公の研究計画対応フローに載ると、ちょっと不安に思いますから、例えばNA亜型を決めるための血清の準備がないんだったら、お金を使ってつくらせると。そして、家畜保健衛生所に配るといようなことをこれからしていかなるべきかと思えます。先生方どうですか。

大槻委員 今、抗体ということで話がかなり出ていたと思うんですけども、実際には、前オランダで2003年に発生していたときには、発生農場で豚も飼育されていたところがあって、その豚を調べていたら、ウイルスは分離されなかったけれども抗体が陽性という、そういう事例があったんですね。ですから、それは痕跡かもしれないですけども、やはりウイルスの分離だけではなくて、抗体を調べるということも有効な場合があるんじゃないかと思うんですが。特に臨床症状が出なくて済んだ場合に、抗体が上がっていたというこ

とだけでもウイルスが動いていたという一つの証拠にはなると思いますので、抗体をはかるといのは有効じゃないかと思うんですけども。

それと、今、喜田先生がおっしゃったNAについても私は同感です。

喜田委員長 抗体を調べるとクロスがあるというのは余り理由にならないので、過去入ったかどうかということも抗体で見るとはできますから。ただし、相手の豚をどうするか、死んだ豚を検査するのに血清はなかなかとれないですから、結局根本的に最初から考え直してサーベイランスとかモニタリングの一環としてやるんだったら、血清もとって抗体検査もするわけですよ。ただ、これは進んでいて、これを三位一体事業のうちの動物側としてはどうするかということになっている。ただ、抗体検査はしないというふうにうたう必要はないんじゃないか。これ、改善されていくわけですよ。

事務局（菅野） 今後、検査方法については、まず、先ほどのなお書きについて、抗体検査については削除させていただくということで、あと、この中の具体的な検査方法について、動衛研と協議を進めながら改善していきたいというふうに思います。

寺門委員 ただ、いずれにしろ抗体でも何であれ、陽性に出たときにどうするのかということをお考えおかないとね。そこら辺のところは考えておかないと、行政は大変だと思うよ。

杉崎補佐 そういう意味で16ページの、豚におけるインフルエンザの調査においてH5、H7が出た場合の対応というのが、この案になるんですけど。

寺門委員 これはウイルス分離の話だよ。

杉崎補佐 ええ。

寺門委員 だけれども、これがもし抗体でどうのこうのになったときにどうするんだよ。

杉崎補佐 抗体の場合は、もう既にウイルスがとれなければ、そこには病原体がないとみなしていいのではないかと。

寺門委員 だから、それならそういうふうな対応をしないと。

杉崎補佐 過去にそういうウイルスが通過したという事実が確認されたということで、日本にもそういうウイルスが入っているということは、そこでわかるんですかね。

喜田委員長 それでいいんじゃないですか。鳥インフルエンザに関しては、対象が先ほど話し合ったとおりのスピーシーズの範囲の話ですから、豚は豚として、これまでやってきたことに追加してこういうことをやりますということなので。

杉崎補佐 私どもが一番気にしているのは、豚のインフルエンザというのは届出伝染病

でも何でもないわけなんです。それはなぜかと言うと、豚に何らインフルエンザウイルスはいたずらしなから。ただ感染はするという。ですから家畜伝染病の世界では、豚は別にインフルエンザウイルスが出て、「あーそう、ただの豚の風邪だね」ぐらいにしか思っていないわけですけども、ただ、仮にそれで豚側からH5が出た場合にどうするかというのは、極めて我々も整理しておらなかったわけで、そういう意味では、事業は事業としてこれからやりながら、やり方は幾らでもいじれるんですけども、出たときの対応というのは、とりあえずこれでいかなものかな、どうですかねというのをまずお伺いしたかったんです。

寺門委員 だからその場合に、要するにこれはあくまでも抗原だけの話であって、今のところは、抗体の方のやつはこのチャートには入っていないから、入れないと。ここで抗体が出たからといって、移動自粛とかにして混乱しないように。そのところは、びしっとしておかないと混乱するよ。

喜田委員長 抗体によって移動自粛をするということは決めてないですよ。だから、抗体だけで診断するというのはないですね。だから、抗原検出あるいはウイルス分離によって診断はするわけで、あくまでも抗体検査は過去のことの経過がわかるだけ。だから、それについては何もしようがないというふうに考えていいんじゃないですかね。

寺門委員 参考にしておけばですね。

深澤委員 これ、実際に実施する場合、今までの厚労の場合には、日脳をモニタリングやって、それにプラスして今度インフルもという形で始まって、その結果 　だから日脳の場合には、あくまでも全国的日本脳炎の流行の定点観測的なモニタリングをずっとと畜場の血液を使ってやっていたと承知していますが、これは北上していく、いつというような形での予測的なことは、個々の農家にまではそれはいいいっていませんでしたよね、たしか。具体的に、あなたの農場の豚はという話は、生産者にはね。ただ、インフルはどうするんでしょう。

もう1つあるのが、同じ形で病性鑑定依頼だからインフルを検査項目に挙げましたよという形を皆さんにおっしゃっておけば、後日、この分だけが結果が出るのが遅かったとして、最終的に、後日出ました、さあ農場対策をしましょう、その後、つまり16ページの対策をしましょう、で、結果はこれでございますというふうに入っていくのか、そこら辺の、つまりお互いの連携と、いかにきちっとした事前の説明をどう取り入れるか。そんなこと

をやってくれたのか、おらの要らないことをよくやってくれたなという話は現場の混乱のもとですので、事業として組み立てる場合、それはそれでいいんだけど、お互いに、特に厚労と絡んでやるとするならば、農場の閉鎖、つまり動物側、つまり豚側の問題と、それに次ぐ感受性動物の問題と、人の問題、という形で、同時に連携して入るとするならば、それに対するマスコミ体制というのは、豚は何ともないんだよと言いながらも、それなりに一つのさざ波以上のものは最初は出てくるのかなと。そこら辺、十分に現場の方の整理整とんをきちんとした筋道の中でお示しいただければと思いますけどね。

喜田委員長 よろしいですか。結局、新型ウイルス対策の一環として豚の検査をやりますということね。だから、かなりすごい根拠があるわけじゃありませんが、過去の新型インフルエンザウイルスの出現に豚が役割を演じていたという経験から豚の調査を、どちらかと言うと公衆衛生の方からの必要で始まるということですよ。ただ、せっかくやるんだったら真っ当にやってほしいということで、委員の先生方はいろいろおっしゃるわけで。

山口委員 厚労省側は、H1または3以外の場合に、農場にもう1回入って、それで農水側と一緒に調査を強化したいと考えている。例えばH9だとか、入った場合でもやることになっているわけですよ。だから、今この農水側の出しているのは、H5とH7についてはこういうことをしましょうということが書いてあって、それ以外のH9だとかになった場合にどうするかというようなところをもうちょっと明確にしておいた方がいいのではないのでしょうかと思ったんですが。

喜田委員長 H5とH7じゃなくて、H1とH3しか書いてないよ。

山口委員 H1とH3については……。

喜田委員長 だから、H5とかH7というのはここに出てきてないですよ。

山口委員 いや、このフロー、15ページの実線の場合は、点線じゃなくて実線はH1、H3以外の場合なので、例えばH9の場合はこの実線になるわけですよ。ですが、16ページは、H5とH7の場合にだけ農水はこういう対策をしましょうということなので。

事務局(木下) 16ページの右下に で書いているんですけども、5、7の場合は家畜衛生上、やはり家畜に影響があるだろうということで、この16ページの本体に書かれているような対応を想定しています。9がとれたときには、低病原性鳥インフルエンザと申しますか、家畜衛生上はそれほど問題にならないだろうと。ただ、一方で人への影響というのはそれなりに考慮しないといけないということで、右下に を書いています。そこは出た結果を見ながら、遺伝子解析の結果を見ながら、厚労省と連携して農場に立ち入る

などの対応をしたいと考えています。今ちょっとそこら辺については、厚生労働省と意見交換を行っているところです。

喜田委員長 ありがとうございます。

菅野係長からおまとめいただけますか。

事務局（菅野） ただいま先生方からいただいた御意見を集約いたしますと、豚のインフルエンザの検査については、一定数、一定期間検査をするのが望ましいが、当面、事業として交付金の中で実施する。具体的な検査方法、NI等含めた具体的な検査方法については、動衛研と協議をしながら検討してまいりたいというふうに思います。

それと、実際、家畜保健衛生所が検査をする場合については、生産者への周知等、事前にお知らせしながらやっていくこととしまして、実際に発生があった際については、16ページに示した内容の形で実施するというにしたいと思います。

喜田委員長 ほかに追加ありませんか。今のでいいですか。

ありがとうございます。

もう1つ御議論いただくことがございます。その他の中のOIEコードに関する事、鳥インフルエンザのコンパートメントについて、鎌川班長から御説明いただきます。

鎌川専門官 国際防疫班の鎌川と申します。

今回、OIEの総会が5月に開かれましたが、そこでOIEの新たなコードが採択されました。今回採択されましたコードにつきましては、もう昨年の総会の段階で既にアンダースタディーという文言をつけましてOIEの考え方が示されてございました。今回、喜田先生にも御協力いただきました。OIEは鳥インフルエンザに係るサーベイランスを作成しました。この内容は豚コレラ、口蹄疫も非常に構成の似たサーベイランスができておりまして、共に細かに抽出頭、羽数を規定するとかそういうものではなくて、各疾病におけるサーベイランスの基本的な考え方に焦点を当て、ガイドラインという形で示してきております。

今回注目すべき点は新たなオプション、今まで国単位、地域主義という概念がコードの中に含まれてきておりますけれども、これはAIに限らず口蹄疫、そのほかの疾病についても既に含まれていますが、コンパートメントという新たなバイオセキュリティに着目した概念が入ってきております。これは、資料4に示されておりますような定義づけがされております。定義自体は2003年に既にできておりまして、2004年に若干修正をしまして、今のような形になっております。これは、あくまでも国際防疫を目的としまして共通

のバイオセキュリティーシステムのもとに置かれ、サーベイランス、防疫、多様な手法が適用され、特定疾病、今回のA Iのような疾病の衛生状態が明確に区分されている小集団を含む1つ、もしくはそれ以上の施設(establishment)を意味するとされております。この概念は輸出国の発想から来ているものでございまして、本来A Iが発生した際に、輸入国は通常輸入を停止いたしますけれども、コンパートメントという形でしっかりバイオセキュリティーで管理されていたものを確保しておけば、そのまま継続して輸出できるというメリットがございます。

総会の中では、1つは一般概念について議論されました。これは基本原則、コンパートメントの基本原則、それから、導入に際してどういうステップをとるかという大まかな概念を示した規定がございまして、それは地域主義と一緒に盛り込まれております。そこでは各国大きな反対はございまして、あくまでも一般概念でございまして、考え方ということももう既に何度か議論されておりますので、大きな反対はなかったと聞いております。ただ、そのコンパートメントの概念をインフルエンザのコードに適用するという事はO I Eにとって今回初めての試みであり、これに対しては、我が国を初めとしましてE U、モロッコ、インド、ロシアなどが反対しております。これは、実際適用する上でどのようなことをしっかり管理して適用すればよいかということが、O I Eによって未だ示されておられません。ですから、そこはしっかり示していただかないと適用するのが難しいということで、多くの反対がございました。

O I Eのコード委員会の委員長からは、この概念はあくまでも一つのオプションで、それを採用する、しないは各国の判断に委ねられるという見解を示しておりますが、これは当たり前のことで、O I Eの規約は強制的な遵守義務はありませんので、各国がこれを選択する権利を持っています。

今後、コンパートメントという概念を我が国が受け入れるか否かということは、具体的に、バイオセキュリティーの管理方法とか、サーベイランス等を実際コンパートメントにどういう形で適用するかというような議論が詰まっていますので、O I Eが新たな提案を準備し、それをまた来年の総会にかけるという段取りになっております。また改めていろいろと御相談させていただきたいと思っております。

以上でございます。

喜田委員長 ありがとうございます。

頑張ってください大変だと思いますけど、ただ、これはアメリカが頑張っているんで

すね。

鎌川専門官 あと、タイモ。

喜田委員長 ただ、E Uがちゃんと反対したというのはよかったですね。E Uも乗っかっていたんですよ。

鎌川専門官 昨年も反対しております。

喜田委員長 そうですか。引き続き、よろしく日本のためにお願いします。

御意見、御質問ありましたらお願いします。

よろしいですか。別にO I Eがこうしろと言っているわけじゃなくて、アメリカの圧力でわいわい言っているだけですから、日本としては頑張ってくださいと。

それでは、議題はこれで終了でございます。委員の先生、何か御発言ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、御協力どうもありがとうございました。

最後に、事務局からお願いします。

釘田衛生管理課長 それでは、本日は、大変貴重な御意見ありがとうございました。本委員会でもいただきました御意見を踏まえまして、今後必要な手続等を取り進めさせていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。

閉 会